

函館市水難救難所交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水難救難所の海難事故等発生時における自主的な人命救助および財産保全のための活動等を促進するため、水難救難所交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、もって水難救護法（明治32年法律第95号）第1条の規定による本市の救護業務に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、水難救難所とは、本市の区域内に事務所を置く水難救難所であって、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センター定款第5条に規定する正会員をいう。

(交付金の額)

第3条 4月1日（以下「基準日」という。）に存続する水難救難所に交付する交付金の額は、1救難所につき年額80,000円（次項において「均等割の額」という。）および基準日における水難救難所員数を別表左欄に掲げる区分に応じた同表右欄に掲げる額（次項において「所員数割の額」という。）で算出した額の合計額とする。

2 年度の中途において新たに設立された水難救難所に交付する交付金の額は、均等割の額および当該水難救難所が設立された日（以下「設立日」という。）における所員数割の額の合計額に、設立日から交付金を交付する年度の3月31日までの日数を乗じ、365日（閏年にあつては、366日）で除して得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(水難救難所の解散等に伴う交付金の額の変更)

第4条 交付金の交付の決定を受けた水難救難所が当該年度の中途において解散または分割した場合における解散した水難救難所または分割前の水難救難所に交付する交付金の額は、前条第1項の規定に基づき算出した額に基準日（年度の中途において新たに設立された水難救難所にあつては、設立日）から解散または分割した日の前日までの日数

を乗じ、365日（閏年にあつては、366日）で除して得た額に変更するものとする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（水難救難所員数）

第5条 第3条に規定する水難救難所員数は、公益社団法人北海道海難防止・水難救済センターの名簿に登録された水難救難所の所員の人数とする。

（水難救難所員数の申告）

第6条 交付金の交付を申請しようとする水難救難所は、市長の指定する期日までに、水難救難所員数申告書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付金の交付申請）

第7条 前条の水難救難所員数申告書を提出した水難救難所は、市長から交付金の交付に関し、通知があつたときは、水難救難所交付金交付申請書（別記第2号様式）および次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書またはこれに類する書類
- (2) 収支予算書またはこれに類する書類
- (3) 水難救難所規約またはこれに類する書類（水難救難所規約を変更した水難救難所または新たに設立された水難救難所に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付金の交付）

第8条 市長は、交付金の交付の決定をしたときは、交付金の交付の条件等を付した指令書（別記第3号様式）を前条の申請をした水難救難所に交付するものとする。

2 前項の指令書の交付を受けた水難救難所は、速やかに交付金の交付の条件等の全文を記載した請書を市長に提出しなければならない。

3 交付金は、前項の請書の提出を確認した後に交付するものとする。この場合において、交付金は、前金払で交付する。

（事業実績等の報告）

第9条 交付金の交付を受けた水難救難所は、交付金の交付を受けた年度終了後において、当該年度の事業実績および収支決算を確定させ、速やかに次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書またはこれに類する書類
 - (2) 収支決算書またはこれに類する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (決定の取消し)

第10条 市長は、水難救難所が、第8条第1項に規定する指令書に付した交付金の交付の条件等またはこの要綱の規定に違反したときは、交付金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

(交付金の返還)

第11条 市長は、第4条の規定による交付金の額の変更または前条の規定による交付金の交付の決定の全部または一部の取消しをした場合において、既に交付金の交付がされているときは、期限を定め、その額と変更後または取消し後の額との差額の返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第12条 水難救難所は、前条の規定により交付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第13条 市長は、水難救難所が交付金の返還を命ぜられ、当該交付金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、当該水難救難所に対して交付すべき他の補助金等があるときは、当該交付すべき補助金等の交付を一時停止し、または当該交付すべき補助金等と返還を命ぜられた交付金または延滞金の未納付額とを相殺することができるものとする。

(関係書類の備付け)

第14条 水難救難所は、当該水難救難所が交付金の交付を受け実施した事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿その他の関係書類については、交付金の交付を受けた年度の翌年度の初日から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

基準日または設立日における 水難救難所員数区分	所員数割の額
水難救難所員 50人以上	80,000円
水難救難所員 50人未満	50,000円

別記第1号様式（第6条関係）

水難救難所員数申告書

年 月 日

函館市長 様

（水難救難所の住所）

申請者 （水難救難所名）

（所長名）

このことについて、年 月 日現在の当水難救難所の
所員数を申告いたします。

水難救難所員数	人
---------	---

別記第2号様式（第7条関係）

水難救難所交付金交付申請書

年 月 日

函館市長 様

（水難救難所の住所）

申請者 （水難救難所名）

（所長名）

このことについて、当水難救難所に対する水難救難所交付金の交付を受けたいので、函館市水難救難所交付金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 水難救難所交付金交付申請額 円
- 2 関係書類 別添のとおり

別記第3号様式（第8条関係）

指 令 書

函農水指令

（水難救難所の住所）

（水難救難所名）

（所長名）

様

年 月 日付で申請のあった 年度の水難救
難所交付金については、次のとおり交付する。

ただし、次の条件を守らなければならない。

年 月 日

函館市長

- 1 この交付金は、海難事故等発生時における人命救助および財産保全のための活動等に資する事業以外の目的に使用してはならない。
- 2 この交付金の交付の決定を受けた水難救難所は、交付金の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 3 この交付金の交付を受けた水難救難所は、交付金の交付を受けた年度の翌年度の4月末日までに事業実績書および収支決算書またはこれに類する書類を提出しなければならない。
- 4 この交付金の用途については、必要に応じて調査し、または報告を求めることがある。
- 5 交付金交付の条件に違反したときは、交付金の交付決定を取り消し、または交付した交付金の全部もしくは一部の返還を命ずることがある。
- 6 交付金の交付予定期日および交付額は、次のとおりである。
交付予定期日 年 月 日
交付額 円
- 7 本指令書受領後速やかに上記全文を記載した請書を提出すること。